

---

◎議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議26-1になります。議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

次のページになります。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

次に、議26-3、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営の基準等を定めるため、本条例を制定するものである。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

（入所定員）

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（申請者に係る要件）

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定地域密着型サービスに関する基準）

第4条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるところによる。

（申請者に係る要件）

第5条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定地域密着型介護予防サービスに関する基準）

第6条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定

める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるところによる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。